

八王子市立松が谷小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
 いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
 不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
 東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立松が谷小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、未然防止、早期発見、対応、解決、再発防止に努める。

〇令和7年度の重点項目

- ・事例を基にいじめの発生状況の理解と防止 対策の構築
- ・人命・人権尊重教育の推進と、未然防止教育の推進（未然防止・早期発見・早期対応・再発防止）

令和7年度のいじめの防止等に向けた課題

- 〇全教職員の危機管理意識の更なる育成
 - ・いじめを含む、危機的環境の理解の感度
- 〇法令、条例に従った対応
 - ・日々の対応の仕方の法的根拠の理解
- 〇組織的な対応
 - ・日常的な児童同士の人間関係の理解の仕方の研修
 - ・発生時を想定したシミュレーション等を含む研修

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週月曜日 14時50分から
- 〇構成員 校長、副校長、いじめ対策コーディネーター、生活指導主任、特別支援学級・教室主任、養護教諭、SC、SSW
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等
※対策委員会後の生活指導夕会で全職員で共有

いじめ対応の流れ

- ①全教職員による日々の児童観察と情報把握
- ↓
- ②事実確認
↓——いじめ対策委員会に報告
- ③認知
↓——いじめ発生に関わる児童・保護者との協働
- ④対応
↓——校内組織による対応、関係機関との連携
- ⑤解消判断とその後の対応（解消後の見守り・保護者との連携等）

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月2日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
 - ・市の施策に基づく、いじめ防止基本方針の理解
- 7月22日「いじめ発生状況とその時の心理状態についての理解」
 - ・事例に基づくいじめをする側の心理状況と対応策の協議
- 12月22日「いじめへの組織的な対応」
 - ・具体的な状況を想定した、シミュレーション研修

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 道徳**
 - ・自他の生命を尊重する心の育成および望ましい人間関係の育成を図る指導の計画的な実施
- 国語等**
 - ・適切な言語表現を大切にし、相互理解が進むよう言語による表現力を高める指導の重視
- 外部機関との連携**
 - ・情報モラル教育

SOS の出し方に関する授業

- 国語**
 - ・適切な言語表現の推進によるコミュニケーションの充実と情緒の安定の環境づくり
- 特別活動等**
 - ・SOSの出し方の学習
 - ・大人に相談することの大切さの理解

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 全校朝会**
 - ・児童同士の関わりのよさを認め、継続する講話
- 道徳**
 - ・自他の生命を尊重し人格を尊重し合う態度の育成
- 生活科・総合的な学習の時間・特別活動 等**
 - ・他人も自分も 自然や 物も大切にすることの育成
 - ・SDGsの視点にたった自然環境
 - ・動植物とふれあう活動

児童の自己肯定感を高める取組

- ①人間関係を豊かにする取組
 - ・いじめをなくす取組み「思いやりたっぷりたっぴり週間」
 - ・代表委員会による目指す“松が谷っ子”の姿の育成
- ②保護者地域住民との挨拶推進
 - ・正門での挨拶運動
- ③集団のために働く喜びを味わう取組
 - ・よい言動に対しての言語化と価値付け

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。